

大阪府人権福祉施設連絡協議会 第1回役員会 会議資料

■2017 年度全隣協加盟隣保館名簿作成調査票	
・ 隣保館用	1
・ 指定管理者運営施設用（箕面市・大東市・堺市・泉佐野市）	2
・ 民営施設用（住吉・西成）	4
■2017 年度全隣協永年勤続表彰者名簿の作成	6
■第 16 回人施連通常総会	
・ 議事録	8
・ 主催・来賓あいさつ要旨	11
■第 11 回全隣協フォトコンテスト「実施要項」	16
■2017 年度地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金基準単価	20
■各ブロック内における役員輪番表（過去の役員会資料より抜粋）	
・ 北摂ブロック	21
・ 河内ブロック	22
・ 泉州ブロック	23
■人施連新任研修会「実施要項(案)」	24
■人施連 2017 年度分担金の請求	
・ 2016 年度納入依頼と一覧表	26
■2018（平成 30）年度補助金存続に向けた要請行動について	29
・ 国庫補助金制度の存続についての要望書	32
・ 隣保館職員の研修会参加についての要望書	34
■2017 年度人施連だより「パステル」各ブロック原稿分担一覧	35
■人材育成事業（隣保事業士資格認定講習受講の一部助成）について	
・ 人材育成事業（隣保事業士資格認定講習会派遣）実施要綱	36
・ 2017(平成 29)年度「隣保事業士」資格認定講習受講案内	42
・ 「隣保事業士」資格認定者 府県別一覧	50

2 0 1 7 . 5 . 2 3



大阪府人権福祉施設連絡協議会

2017年度 全隣協加盟隣保館（施設）名簿作成調査票

①			②		③			④			⑤		⑥				⑦	
館長のみ	指導職員配置	オブザーバー	市町村名	隣保館名	所在地	電話番号	館職員数			総職員数における指導職員の人数	総職員数における隣保事業士の人数	以下の特別事業（A～D）でそれぞれ該当する数字をご記入ください				複合・併設施設の有無		
				（館長氏名）		FAX番号	男性職員	女性職員	総職員数			A 相談機能強化事業	B 隣保館デイサービス事業 （継続的相談援助事業）	C 地域交流促進事業	D 広域隣保活動事業			
記入	○	○	〇〇市	△△△隣保館	〒542-0000	(電話) 06-6711-XXXX												
				大阪市中央区谷町7-4-0	(fax) 06-6711-XXXX	1	2	1	1	2	3	2	5	1	2	1	○
					〒	(電話)												
						(fax)					0	0						
						(メール)												

※記入上の注意事項

- ①隣保館運営費補助金基準単価（府県への補助金交付申請内容）に準じ、加盟館が該当する所に○印を付けてください。
- ②隣保館名と館長氏名には、必ずふりがなを付けてください。
- ③館に設置されているパソコンにメールアドレスがあれば記入して下さい。
- ④「市町村」となっているところは正規職員の人数、「その他」は委託職員・嘱託職員・アルバイト等の人数を記入してください。
- ⑤隣保館に配置されている指導職員（府県補助金交付申請の配置状況）と隣保事業士の総人数を記入してください。
- ⑥（A～D）の特別事業、それぞれで実施している事業について、●館直営で実施（委託なし）している場合は「1」、●法人格（NPO等）を持った団体に委託している場合は「2」、●当該事業を実施していない場合は、「空白」でご記入ください。
- ⑦隣保館が複合施設（隣保館と同一建物内にある施設）又は併設施設（隣保館と同一建物内にはないが隣接している施設）になっているところは、○印を付けてください。

2017年度 全隣協加盟隣保館（施設）名簿作成調査票

①			②		③			④			⑤		⑥				⑦		
館長のみ	指導職員配置	オブザーバー	市町村名	施設名	所在地	電話番号			館職員数			総職員数における指導職員の人数	総職員数における隣保事業士の人数	以下の特別事業（A～D）でそれぞれ該当する数字をご記入ください				複合・併設施設の有無	
				ふりがな 所長名		FAX番号			メール					男性職員	女性職員	総職員数	A 相談機能強化事業		B 隣保館デイサービス事業
記入例				△△△センター		〒542-0000	(電話) 06-6711-XXXX	/	/	/	2	1	3	5	/	/	/	/	/
	○		〇〇市		大阪市中央区谷町7-4-〇	(fax) 06-6711-XXXX	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	○					〒	(電話)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
							(fax)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
							(メール)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
								http://www.	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

※裏面記入上の注意事項をご確認の上、ご記入下さい。

※この調査票は、大阪人権福祉施設連絡協議会加盟施設の情報確認及び加盟施設名簿作成(加盟施設全館配布)に使用します。

■ 指定管理者について

指定管理者名	所在地	連絡先
ふりがな 代表者名		
	〒	(電話)
		(fax)
		(メール)
		http://www.

※この名簿は、大阪人権福祉施設連絡協議会の加盟施設の本部連絡先把握のために使用します。

(指定管理者運営施設用)

※記入上の注意事項

- ① ~~隣保館運営費補助金基準単価（府県への補助金交付申請内容）に準じ、加盟館が該当する所に○印を付けてください。~~
- ② 施設名と所長名には、必ずふりがなを付けてください。
- ③ 館に設置されているパソコンにメールアドレスがあれば記入して下さい。
- ④ 「その他」の箇所に人数を記入してください。
- ⑤ 隣保館に配置されている職員数（その他の欄）と隣保事業士の総人数を記入してください。
- ⑥ ~~（A～D）の特別事業、それぞれで実施している事業について、●館直営で実施（委託なし）している場合は「1」、●法人格（NPO等）を持った団体に委託している場合は「2」、●当該事業を実施していない場合は、「空白」でご記入ください。~~
- ⑦ 隣保館が複合施設（隣保館と同一建物内にある施設）又は併設施設（隣保館と同一建物内にはないが隣接している施設）になっているところは、○印を付けてください。

2017年度 全隣協加盟隣保館（施設）名簿作成調査票

①			②		③			④			⑤		⑥				⑦
館長のみ	指導職員配置	オブザーバー	市町村名	施設名	所在地	電話番号		館職員数			総職員数における指導職員の数	総職員数における隣保事業士の人数	以下の特別事業（A～D）でそれぞれ該当する数字をご記入ください				複合・併設施設の有無
				FAX番号		メールアドレス	男性職員	女性職員	総職員数	A 相談機能強化事業			B 隣保館ディサービス事業 （継続的相談援助事業）	C 地域交流促進事業	D 広域隣保活動事業		
記入例			市町村名	△△△センター	〒542-0000 大阪市中央区谷町7-4-0	(電話) 06-6711-XXXX (fax) 06-6711-XXXX (メール) ksk@.....	2	1	3	5	/	/	/	/	/		
○			〇〇市	△△△センター	〒	(電話) (fax) (メール)	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

※裏面記入上の注意事項をご確認の上、ご記入下さい。

※この調査票は、大阪人権福祉施設連絡協議会加盟施設の情報確認及び加盟施設名簿作成(加盟施設全館配布)に使用します。

■ 代表者(法人本部等)について

法人名	所在地	連絡先
ふりがな 代表者名		
	〒	(電話) (fax) (メール) http://www

※この名簿は、大阪人権福祉施設連絡協議会の加盟施設の本部連絡先把握のために使用します。

(民館運営施設用)

※記入上の注意事項

- ① ~~隣保館運営費補助金基準単価(府県への補助金交付申請内容)に準じ、加盟館が該当する所に○印を付けてください。~~
- ② 施設名と所長名には、必ずふりがなを付けてください。
- ③ 館に設置されているパソコンにメールアドレスがあれば記入して下さい。
- ④ 「その他」の箇所に人数を記入してください。
- ⑤ 隣保館に配置されている職員数(その他の欄)と隣保事業士の総人数を記入してください。
- ⑥ ~~(A～D)の特別事業、それぞれで実施している事業について、●館直営で実施(委託なし)している場合は「1」、●法人格(NPO等)を持った団体に委託している場合は「2」、●当該事業を実施していない場合は、「空白」でご記入ください。~~
- ⑦ 隣保館が複合施設(隣保館と同一建物内にある施設)又は併設施設(隣保館と同一建物内にはないが隣接している施設)になっているところは、○印を付けてください。

全国隣保館連絡協議会 永年勤続表彰者規程

1. 趣 旨

隣保館事業関係者、並びに全国隣保館連絡協議会関係者に対し、永年、人権・同和問題の解決に尽力した活動と功労を称え、表彰を行うものとする。

2. 被表彰者の範囲

- (1) 隣保館長及び職員
- (2) 全隣協に組織加盟している集会所等の職員
- (3) 隣保館に配置されている相談員
- (4) 全隣協事務局並びにブロック事務局、府県隣協事務局に従事する者

3. 選定基準

- (1) 当年2月6日で勤続10年を越え、4月1日現在勤務している者
- (2) 勤続年数は通算年とする。
- (3) 職員等については正規であるかどうかは問わない（嘱託、臨時、兼任等を含む）。
- (4) 全隣協10周年事業で永年勤続表彰を受けた者や、過去において全隣協永年勤続表彰を受けた者、又は厚生省大臣表彰を受けた者は除外する。

4. 被表彰者の決定

各ブロック協会長ならびに各府県隣協会長の推薦により決定する。

5. 表彰方法

表彰の日付は、当該年度通常総会の日とし、全隣協主催の館長研修会又は、ブロック研修会で表彰する。

6. 実施年度

1990（平成2）年度から毎年度実施する。

1992（平成4）年12月7日一部改正

大阪府人権福祉施設連絡協議会 第16回(2017年度)通常総会 議事録

【日時】 2017年 4月28日(金) 13:00 ~ 14:15

【場所】 大阪市社会福祉研修・情報センター/会議室

【出席者】 隣保館 … 24名(委任状: 8名)

来賓 …

所属	役職	氏名
大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課	課長補佐	貞末 和子
	主査	花川 勝美
大阪市人権啓発・相談センター	副所長	森 正俊
一般財団法人 大阪府人権協会	業務執行理事 兼事務局長	柴原 浩嗣
部落解放同盟大阪府連合会	副委員長	大北 規句雄
	事務局長	福原 正弘

事務局 … 尾崎 理恵(前人施連事務局) / 事務代行: 中川明雄(全隣協)

出席者総数: 36名

※敬称略

議 事 内 容

- 1 出席確認 司会: 平野 晃之(茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター)
- 2 議長選出・あいさつ 議長: 貴志 守光(豊中市立豊中人権まちづくりセンター)
- 3 総会書記の任命 書記: 尾崎 理恵(前人施連事務局)
- 4 会長あいさつ 会長: 田中 省三(豊中市立蛸池人権まちづくりセンター)
※会長メッセージの代読(副会長: 梶本 秀之)
- 5 来賓あいさつ ※別紙「大阪府人権福祉施設連絡協議会 第16回総会(あいさつ要旨)」参照
- 6 祝電披露 (全隣協近畿ブロック協議会よりメッセージ)
- 7 議 事

第1号議案 2016(平成28)年度 経過報告

報告者: 梶本 秀之(泉南市立人権ふれあいセンター)

第2号議案 2016(平成28)年度 会計決算報告

報告者: 杉山 和也(東大阪市立荒本人権文化センター)

第3号議案 2016(平成28)年度 会計監査報告

報告者: 増田 志寿子(堺市立人権ふれあいセンター)

第1・2・3号議案

一括審議

承認

第4号議案	2017(平成29)年度 事業方針(案)	}	第4・5号議案 一括審議	<input checked="" type="checkbox"/>
	提案者：梶本 秀之 (泉南市立人権ふれあいセンター)			
第5号議案	2017(平成29)年度 予算(案)	}	第6・7号議案 一括審議	<input checked="" type="checkbox"/>
	提案者：杉山 和也 (東大阪市立荒本人権文化センター)			
第6号議案	新役員の選出(案)	}	第6・7号議案 一括審議	<input checked="" type="checkbox"/>
	提案者：杉山 和也 (東大阪市立荒本人権文化センター)			
第7号議案	相談役の選任(案)	}	第6・7号議案 一括審議	<input checked="" type="checkbox"/>
	提案者：杉山 和也 (東大阪市立荒本人権文化センター)			
その他報告	人施連新事務所の紹介			
	報告者：松下 亨 (岬町文化センター)			

※第4号議案「2017年度事業方針」に対する要望／発言者：寺本 吉弘 氏(にしなり隣保館)

2017年度の事業方針について。「部落差別解消推進法」の条文の中で、「部落差別にかかわる実態調査を実施する」と書かれていると思いますが、この法律を生かすも殺すも、今部落差別がどのような状態で見られるのかということを知ることが、この法律の根幹にかかわる部分で大事なことだと思います。特に、部落差別の現実にかかわって、各隣保館で隣保事業を行いながら、地域にどのような形で部落差別が存在するのか、また、相談事業の中でどのような形で部落差別が存在するのか、手法も検討しないといけませんし、今すぐということにはならないとは思いますが、そのことについて、法律の「調査事業」にもあるように、隣保館としてもこの法律に則り、入れていく必要があるのではないかと思いますので、ご検討頂ければと思います。

※第4号議案「2017年度事業方針」の訂正／発言者：梶本 秀之 (副会長)

事項書14ページ「(2) 組織運営について」。

副会長3名 → 副会長2名、幹事4名 → 幹事3名 へ訂正

8 新 役 員 紹 介 (新任役員より)

※別紙「2017年度 大阪府人権福祉施設連絡協議会役員名簿」参照

9 議 長 降 壇 議長：貴志 守光 (豊中市立豊中人権文化センター)

10 閉 会 の こ と ば 新会長：松下 亨 (岬町文化センター)

11 その他（事務連絡） （事務局より）

※全隣協近畿ブロック協議会第1回実務研修会参加呼びかけ[連絡]

※2017年度人施連・近畿ブロック・全隣協実施事業案内[連絡]

※学習会の開催（15：00～）[連絡]

議事録作成者：中川 明雄（事務代行）

大阪府人権福祉施設連絡協議会 第16回総会（あいさつ要旨）

2017年4月28日／13時00分～
大阪「大阪市社会福祉研修・情報センター」

◆ 大阪府人権福祉施設連絡協議会 会長 田中 省三 氏 ※メッセージ代読（副会長：梶本 秀之）

皆さまにおかれましては、本日、大阪人施連総会にご出席頂きご苦勞様です。

私、今期の会長を務めさせていただいておりましたので、当然参加すべきところなんですが、私事で申し訳ありませんが、この3月で定年退職となり、現在は他部局所管の再任用館長として勤務しており、本日は誠に申し訳ありませんが、出席がかなわず欠席させていただく事となりました。

従いまして本日は、失礼ですがメッセージという形で皆様方にご挨拶させていただきます。

今年度は「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、同和行政にとって追い風が吹いてきたように思われますが、隣保館を取り巻く環境は、年々厳しくなっており、一昨年には、大阪市の市民交流センターが廃止となり、本日まで出席されています皆様方の施設も廃止まではいかなくとも、年々厳しい状況に追い込まれているのではないのかなと思われます。かくいう私ども豊中市におきましても、財政状況が厳しいということもあり、管理・運営を見直す施設に指定され、指定管理者制度の導入等の検討を具体的に進めているところでございます。

このような厳しい状況ではありますが、いまだに同和問題をはじめとするあらゆる差別はまだまだ数多く発生しており、それらを解消するためにも、本協議会の果たす役割は非常に大きいと考えておりますので、今後皆様方のより一層のご尽力の程お願い致しますとともに、これまで大阪人施連の事務局を担ってきた尾崎さんが今回退職をされましたので、次期役員の方々のご負担も増えると思われまますので、彼らのご支援・ご協力につきましても、よろしくお願い致します。

最後に、事務局の尾崎さんにはお礼を申し上げたいと思います。尾崎さんがおられたおかげで、何とか大役を無事果たすことができたと思います。本当にありがとうございました。

◆ 大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 課長補佐 貞末 和子 氏

ただ今ご紹介頂きました、大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 課長補佐の貞末でございます。大阪府人権福祉施設連絡協議会第16回通常総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、このように盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。また、貴協議会並びに本日お集まりの皆さまにおかれましては、日頃より、大阪府の福祉行政並びに人権行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。皆さま方

には日頃から、地域の人権課題の解決、あるいは福祉と人権のまちづくりに向けて取り組んでおられますこと、その熱意と努力に深く敬意を表する次第でございます。

さて、昨年は、4月に熊本、10月の鳥取における地震、あるいは6月の九州における記録的豪雨など、自然災害が相次いだ年でありました。熊本においては今も支援活動が続いております。22年前になりますが、阪神淡路大震災の折には、隣保館が防災拠点として機能を発揮し、地域のコミュニティセンターとしての存在感を示されたと聞いております。また、相談機関としての隣保館の役割も依然として大きく、人権相談を始め、さまざまな相談に対応されておられます。

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過いたしました。生活困窮者自立支援法の枠組みにおきましても、地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められています。また、昨年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されまして、部落差別に関する相談に適切に応じる態勢の充実を図ることが、地方公共団体に求められるなど、隣保館に期待される役割は益々大きくなってきております。

これまで隣保館におきましては、多くの関係機関との綿密な連携のもとで館運営が行われて来ているところでございますが、今後益々、福祉と人権の課題解決に向けた取り組みを実施する、福祉と人権のまちづくりの拠点施設として、地域社会で重要な役割を果たして行かれるものと認識しております。

大阪府では、福祉の基本は、「真に必要な人に、必要な時に必要なサービスが行き届くこと」であるとの考え方のもとに、地域住民一人ひとりに応じた、きめ細やかな支援を行うことができるよう、市町村、民間団体の皆さまとも連携を深め、府民の心に響く、大阪らしい施策を進めて行きたいと考えています。

結びに、本総会が加盟施設の皆さま方の今後の取り組みに資する、稔りの多い総会となりますよう祈念いたしますとともに、大阪府人権福祉施設連絡協議会の今後益々の発展を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

◆ 大阪市人権啓発・相談センター 副所長 森 正俊 氏

皆さんこんにちは。ただ今ご紹介いただきました、大阪市人権啓発・相談センターの森でございます。本来であれば、市民局ダイバーシティ推進室の室長の平澤が来る予定でしたが、他の公務がございまして、本日欠席させて頂いております。平澤からメッセージを預かっておりますので、代読をさせていただきます。

大阪府人権福祉施設連絡協議会第16回総会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆さま方におかれましては、平素から人権行政の推進をはじめ、大阪市政の各般にわたり、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府人権福祉施設連絡協議会におかれましては、隣保館事業をはじめとする社会福祉事業の充実と発展に努められておりますとともに、福祉と人権のまちづくりを目指して、さまざまな人権課題の解決と地域福祉の推進に取り組まれておられますことに、深く敬意を表する次第でございます。

昨年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、大阪府人権福祉施設連絡協議会が担う役割は、これまでも増して重要なものになると思います。今日、人権尊重の機運も世界的に高まりをみせているものの、子どもや高齢者に対するいじめ、虐待やインターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題、LGBTをはじめとする性的少数者に関する課題、特定の人種や民族などを排斥する差別的言動である「ヘイトスピーチ」が行われるなど、憂慮すべきさまざまな人権課題が生じており、こうした問題への対応は重要な課題であると考えております。

本市では、こうした課題に対処するために、大阪市人権行政推進計画に基づき、市民の皆さまが、人権が尊重されることを実感できる町、大阪を目指し、全市をあげて施策を推進しております。また、昨年7月にヘイトスピーチの抑制を図るための条例の全面施行を行い、ヘイトスピーチにかかるインターネットによる動画の削除などの対応を進めているところでございます。

結びといたしまして、本日の総会が活発なご議論により、稔り多い成果を上げられますとともに、大阪府人権福祉施設連絡協議会の益々のご発展と、ご出席の皆さまのご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

2017年4月28日、大阪府市民局ダイバーシティ推進室 室長 平澤 宏子、代読でございます。

◆ 一般財団法人大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長 柴原 浩嗣 氏

皆さま、お世話になっております。一般財団法人 大阪府人権協会の柴原でございます。大阪府人権福祉施設連絡協議会第16回総会の開催、誠におめでとうございます。人権と福祉のコミュニティづくりに地道に取り組んでおられることに、心から敬意を表したいと思います。

さて、今、人権にかかわって、二つの大きな課題があると思います。一つは、差別や排外主義が強まっているのではないかと感じております。ヘイトスピーチに見られるような、在日コリアンなどに対する差別が公然と行われています。また、被差別部落の地名や状況を詳細に記した調査報告書を「復刻 部落地名総鑑」という形で販売を行おうとしたり、その内容をインターネットで流したり、そのような悪質な差別が行われている状況があると思います。戦争やテロによる命を奪う行為や国際的な緊張の高まり、そのような中で日常生活の鬱憤といったものを背景に、このような意識が受け入れられていて、インターネットでまた広げられてしまう、今このような状況があると思っています。非常に危惧する状況があると思います。

これに対して取り組みも進んでおります。先ほどからご案内がありますように、昨年4月には「障害者差別解消法」が施行されました。6月には、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されまして、大阪市でも「ヘイトスピーチ対処条例」が7月から施行されております。そして、12月には、「部落差別解消法」が施行されるという形になっております。このような形で差別に対する法律も前進をしてきております。

これは、私たちの取り組みの成果でもあると思いますし、これを受けて、人権福祉施設として教育や啓発を強めていくこと、それから相談を充実させていくこと、地域を含めた差別の実態を把握する、このようなことが私たちの取り組みに求められているので

はないかと思えます。

もう一つの課題は、生活困窮の進行です。「貧困状態にある家庭の子どもが6人に1人」と言われまして、大阪府でも、子どもの貧困に関する詳細な実態調査が行われまして、3月に公表されております。このような生活困窮や孤立の状況というのは、地域の人権福祉施設、隣保館の活動でも実感されているところだと思えますが、これに対して、子どもの貧困対策や生活困窮者の自立支援が取り組まれていて、地域では子ども食堂などの居場所づくり、このような取り組みが進められております。

このような生活困窮に見られる実態に対して、地域において「継続した相談と支援」ということが求められていると思えます。その相談は、やはり隣保館で行い、隣保館がその場所になり進めるという形になるかと思えます。また、生活困窮の背景には、やはりいろいろな人権問題があると思えます。生活困窮に対する相談は、その背景にはDV、一人親、差別によって孤立している場合など、そういう人権問題と関係があると思えますし、生活困窮という課題と、差別や人権侵害という課題、互いに結びついていると思えます。そのようなところで、地域において福祉と人権のコミュニティづくりに取り組まれている人権福祉施設の役割というのは、非常に大きくなっていると思えます。

大阪府人権協会といたしましても、市町村の人権協会、あるいは人権地域協議会のご協力も頂きながら、人権と福祉の前進のために、大阪府人権福祉施設連絡協議会とともに連携して取り組んで参りたいと思えます。

大阪府人権福祉施設連絡協議会の今後益々のご発展をお祈りいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ともに頑張っていきましょう。

◆ 部落解放同盟大阪府連合会 副委員長 大北 規句雄 氏

ご紹介頂きました、部落解放同盟大阪府連合会の大北でございます。

本日は、大阪府人権福祉施設連絡協議会第16回総会にお招きを頂きまして、ありがとうございます。また、平素は、当事者活動としての解放運動にいろいろな意味でご支援とご協力を頂いておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。今日は、あいさつという場をお借りしまして、2つのお願いをしに参りました。

1点目は、先ほどから出ておりますように、昨年12月に施行された「部落差別解消推進法」の取り扱いを巡ってということでございます。「実行力がない」とか、いろいろな議論があることは事実であります。しかしながら、これにいかに関行力を持たせるかは、現場の中で、この法律をいかに市民の皆さんに周知をし、あるいはその法律に基づいた事業企画をして頂けるのかということが、非常に大事になってきます。この点をまずお願いしておきたいと思っております。

2点目は、大阪府連では、昨年11月から今年3月にかけて、当事者で初めて各地域の実態調査を行いました。「くらしのアンケート調査」ということで、5,070のサンプルが集まりました。今、鋭意、分析をしているところでございまして、出てきたキーワードは5つございます。

1つ目は、「個（孤）住」と言いますか、一人暮らしの高齢者が地域の中で非常に多くなっているということ。この「個（孤）住」には、「一人」ということと合わせて孤独の「孤」をあてようと思っておりますが、寂しさを抱えながら一人暮らしで生活をしている。

2つ目は、「高齢」です。地域の中で実感されていると思いますが、他地域に比べて高齢化が深刻な状況が見受けられます。

3つ目は、「定住」です。定住は、生まれてからずっと地域に住んでいるということと、30年以上変わらず住み続けているということとを合わせると、約7割近い方が定住になっています。この定住には二つの側面があって、「この場所が良いから変わりたくない」という定住感と、「地域を出たくても出られない」という定住感も含めて、それらを包括して約7割が「定住」という概念の中で示されています。

4つ目は、「貧困」です。特に大阪市内は、公営住宅の貧困化、「弧住」「貧困」というのが深刻になっておりまして、約半数が200万円未満の世帯年収で暮らしておられるという現状が明らかになりました。

5つ目は、「包摂」。私どもは、「包摂」という表現をしましたが、今までの4つは、ネガティブな思考として導き出したわけですが、実はそうではなくて、地域の中にはいろいろな支え合いがあって、「ここには安心があるねん」というようなことも、実態調査から明らかになりました。他の地域では心配なことでも、例えば、差別に対する問題や生活困窮に対する問題も含めて、助け合いの機能であったり、共助の機能というのは、長い運動の歴史の中で蓄積をしてきているというのは当たり前ですが、こういう包摂というか助け合いの機能があって、そのことに対する実態感が見えない形であったとしても、地域の人たちの中に伝わっているという良さも一方であると思いました。実は、この数値をまとめたものを、これから各地域に返すという努力をしていこうと思っております。

ここに隣保館の皆さんのお力を貸して頂きたいと思っております。隣保館というのは、ご存じだと思いますが、社会福祉事業の中では珍しく、館長を配置するための人件費が組み込まれた、今日的な事業の中では特異な事業です。これは、隣保館が決まり決まった事業するだけでなく、館長を置くことによってその地域にある課題を発見し、それを社会問題に昇華するということが大事な使命であるということから、隣保館だけは運営補助という形態を今も維持しているということです。つまり、課題を見つけ、課題を発見し、そして、その課題を社会問題として発信できるかどうかというのは、隣保館の大事なテーマだと思っております。だから、基本事業の一番はじめに「社会調査及び研究事業」があるというのは、その通りだと思います。

「社会調査及び研究事業」の最初の入り口としての課題を、私ども当事者が自分たちの力で集めたわけでございまして、これを何とか活用して頂けないかと思っております。そして、「高齢」「定住」「弧住」「貧困」、これに出来るその地域の仕組みや、行政としての責務を果たすことと、当事者が自らの責務を果たすということを重ね合わせる。このハブの機能を隣保館が担って頂けないかと、このようなあいさつの場をお借りしまして、生意気な言い方で大変恐縮でございますが、お願いに上がった次第でございます。

私は、これは地域を見つける宝だと思っております。この宝物を大事にしながら、地域課題を発信する。それは、決して同和地区だけのものではなくて、社会にある貧困やさまざまなものに影響してくる、また活用できると考えております。それが、セツルメントとして隣保館が位置付いた最大のテーマであると思っております。どうぞ、こういうことも含めてご支援を頂ければと考えております。

最後に、この総会を機に、大阪府人権福祉施設連絡協議会が益々ご発展をされ、本日もご参会の皆さまがご健勝でご活躍されますようご祈念申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

第11回全隣協フォトコンテスト(2017年度)

実施要項

1. 【趣 旨】

『伝えたいぬくもりとやさしさ』をテーマに、日常生活や多彩な取り組みのなかで、心温まる出会いの瞬間を映し出し、見る人の感性に優しく語りかけてくれる、そんなイメージ・ストーリーを持った写真を広く全国から募集します。

2. 【主 催】 全国隣保館連絡協議会

【後 援】 厚生労働省社会・援護局（依頼予定）

【協 力】 法務省人権擁護局（依頼予定）

公益財団法人 人権教育啓発推進センター（依頼予定）

3. 【応募資格】 どなたでも参加は自由です

4. 【参加・応募方法】

(1) 応募点数は、1人1点とします（連続した組写真の場合は、うち1点のみ）

(2) 応募作品は、最寄りの隣保館もしくは所属する府県隣協事務局を通じて送付してください

① 府県隣協事務局で一括して全隣協へ送付

② 府県隣協組織がない場合は、最寄りの隣保館を通して直接全隣協へ送付

③ 応募作品には必ず「テーマ」「撮影した日時」「場所」「コメント」を記入して下さい
(別紙応募票に必要事項の記入がない場合は、審査対象外とさせていただきます)

(3) 応募作品は、白黒・カラーいずれも可能ですが、写真の大きさは2Lサイズ(127mm×178mm)で撮影したもの

(注)画像の切り取りや貼り付け等、応募作品に特殊な加工(明るさ・色彩の微調整は除く)を施していると判断される作品は、審査対象外とさせていただきます

(4) 応募作品は、原則として返却いたしません。ただし、返却希望の方は、封筒・切手を同封のうえ送付して下さい

(5) 裏面応募票に必要事項を記入のうえ、所属府県隣協事務局へ応募してください

(6) 応募作品は、いずれも被写体(個人の場合は本人)の了解を得た作品で、応募者本人が撮影したものに限らせていただきます

(7) 応募作品の著作権は作者に帰属し、使用权は主催者に帰属します

5. 【応募作品について】
作品は、2015年10月～2017年9月19日までに撮影した作品に限らせていただきます

6. 【応募締め切り】 2017年 9月19日(火) ※当日消印有効
※各府県隣協事務局から全隣協への最終送付は9月25日(月)厳守

7. 【各賞】 特選 (1名) 賞状 + 副賞
特別賞 (4名) 賞状 + 副賞
佳作 (5名) 賞状 + 副賞

8. 【審査と発表】
審査は、第1次審査会を各ブロック職員研修会参加者による投票でおこない、その後、主催・後援・協力団体の代表者による最終審査会において、各入賞作品を決定いたします。審査結果は、2016年1月中旬から下旬頃に、全隣協から入賞者へ直接通知します。

9. 【展示】
全隣協における各種研修会等にて展示予定

10. 【コンテストの予定等】

2017年

4月17日 全隣協第6回常任理事会で「第11回全隣協フォトコンテスト」実施を確認
5月25日 総会で『第11回全隣協フォトコンテスト』実施を周知
6月上旬 開催要項等を各府県隣協事務局から各隣保館へ送付
9月19日 応募しめきり(各館 → 府県隣協事務局宛)
9月25日 全隣協への送付しめきり(各府県隣協 → 全隣協事務局宛)
10月上旬～ 第1次審査会(各ブロック職員研修会参加者による投票)
(11月上旬迄) ※5ブロックで開催される研修会参加者による投票の上位15作品程度、計75～85作品(予定)を最終審査会へ

2018年

1月上旬 最終審査会により各賞決定(全隣協・後援・協力団体代表者)
※入賞者に通知
2月 第36回ブロック別学習会での表彰行事
3月上旬 入賞作品集(リーフレット)の作成・配布

11. 【送付先】

- ① 最寄りの隣保館
- ② 全国隣保館連絡協議会(全隣協)事務局「第11回全隣協フォトコンテスト」係
〒542-0028 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内3階
(電話) 06-6711-0356 (FAX) 06-6711-0357
E-mail zenrinkyou@rinpokan.com



第11回全隣協フォトコンテスト応募票

※ここには何も記入しないでください。

◆写真テーマ ※必ずご記入ください

◆撮影した日付：場所等（撮影した隣保館名・事業名）※必ずご記入ください

撮影日 / 年 月 日

撮影場所 /

◆撮影した（取り組みの）様子や写真へのコメント（100字程度）※必ずご記入ください

----- 折り曲げ -----

ふりがな

◆名前

（隣保館関係者の方は隣保館名もご記入ください）

府県名 / 市町村名 / 施設名 /

◆住所
〒

◆電話番号
()

（注）利用目的について（下記内容をご理解いただきますようお願い致します。）

- ①入賞作品リーフレットを作成いたします。その際、名前・隣保館名・写真テーマ・コメントを掲載致します。
- ②応募作品の管理をするため、名簿を作成いたしますが、第三者へ提供することはありません。

第11回全隣協フォトコンテスト(2017年度) 最終審査までの流れ

各ブロック研修会の参加者一人ひとりが審査員となり投票することで、一次通過作品が決定します。最終審査までの流れは、以下のとおりです。

隣保館関係者・その他の参加者

※必ず参加表に必要事項を記入すること

(送付) … 府県隣協事務局への送付しめきり (9 / 19)

府県隣協事務局

(送付) … 全隣協への送付しめきり (9 / 25)

全隣協／一次審査

(各ブロック職員研修会) … 2017年10月～11月の間

<p>四国B (10/5～6:徳島) 15 作品程度 (増減あり)</p>	<p>東日本B (10/26～27:三重) 15 作品程度 (増減あり)</p>	<p>近畿B (11/10:滋賀) 15 作品程度 (増減あり)</p>	<p>中国B (11/21～22:山口) 15 作品程度 (増減あり)</p>	<p>九州B (11/28～29:鹿児島) 15 作品程度 (増減あり)</p>
---	--	--	---	--

75～85作品
程度を選出

- * 投票の対象はブロックにおける作品
- * 参加者1人5作品に投票
- * ブロックごとの1次審査通過作品数は、著しくブロック間に応募数の格差が生じた場合、ブロック均等割の固定枠(15作品程度)ではなく、応募総数に応じた調整(固定枠からの増減)を行う場合もある。
- * 最終審査にはブロック総計80作品程度を推薦する(ブロック投票の結果、同数票等の関係で総計80作品以上になる場合もある)

最終審査

(東京) … 2018年1月上旬頃の予定

※ 全隣協・後援団体・協力団体代表者により、
特選(1)、特別賞(4)、佳作(5)の計10作品が決定

2017 (平成29) 年度 地方改善事業費 (隣保館運営費等) 補助金基準単価

(2017年3月31日)

	基準単価 (平成28年度)	基準単価 (平成29年度)	増減	備 考
1 隣保館運営費				
・館長のみ配置	5,040千円	5,040千円	同額	(加算後の補助基準額)
・指導職員配置				
1～4名	8,858千円	8,858千円	同額	
5名	10,368千円	10,368千円	同額	
6名	11,878千円	11,878千円	同額	
7名	13,388千円	13,388千円	同額	
8名以上	14,898千円	14,898千円	同額	
・相談事業の充実	752千円	752千円	同額	
・社会調査及び研究事業の充実	120千円	200千円	+80千円	2012(平成24)年度から「各種研修会参加経費」の文言削除
・周辺地域巡回事業	176千円	176千円	同額	
2 隣保館デイサービス事業費	1,191千円	1,191千円	同額	
3 地域交流促進事業費				1. 休日等開館事業 年間24日以上であること
1. 休日等開館事業	5,992円	5,992円	同額	2. 交流促進講座開催事業 1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること
2. 交流促進講座開催事業	413千円	413千円	同額	
4 相談機能強化事業費	870千円	870千円	同額	2012(平成24)年度から事業名が変更(旧、継続的相談援助事業)
5 広域隣保活動事業費	1,307千円	1,307千円	同額	
6 指導監督等事務費	原則前年度交付額の2/3を上限とする。また、今後、執行状況等を踏まえ追加交付する場合があります。	原則前年度交付額を上限とする。また、今後、執行状況等を踏まえ追加交付する場合があります。		

(比較表は全隣協で作成)

北摂ブロック役員・事務局員等経過表

北摂B	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度
役員	→会長(道祖本) 幹事(下田)	→会長(道祖本) 幹事(沢良宜)	会長(春日) 幹事(島本)	会長(豊中) 幹事(桜ヶ丘)	→会長(豊中) 幹事(蛭池)	会長(春日) 幹事(総持寺)	→会長(春日) 幹事(富田)
事務局員	局員(春日) (池田)	局員(富田) (吹田) (総持寺)	次長(豊中) 局員(菅野) →(総持寺)	次長(菅野) 局員(野間口) (春日)	次長(総持寺) 局員(富田) (池田)	次長→(総持寺) 局員→(富田) (池田)	次長→(総持寺) 局員→(富田) (道祖本)
運営委員	豊中	春日	富田	道祖本	沢良宜	吹田	菅野
議長	富田(館代表)		沢良宜(職員)		下田(館代表)		吹田(職員代表)

北摂B	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
役員	→副会長(春日) 幹事(豊中)	副会長(池田) 幹事(道祖本)	副会長(池田) 幹事(春日)	副会長(池田) 幹事(春日)	会長(沢良宜) 幹事(菅野)	会長(沢良宜) 幹事(吹田)	会長(総持寺) 幹事(豊能) 会計監査(蛭池)
事務局員	→次長(総持寺) 局員(吹田) (沢良宜)	次長(沢良宜) →局員(吹田) (島本)	次長(沢良宜) →局員(豊中) (島本)	次長(沢良宜) →局員(豊中) (島本)	次長(島本) 局員(池田) (豊川)	次長(島本) 局員(池田) (豊川)	次長(沢良宜) 局員(豊川) (吹田)
運営委員	池田	桜ヶ丘	野間口	菅野	豊川	春日	島本
議長		豊中(館代表)		豊川(職員代表)		豊能(館代表)	

豊中→豊能→菅野→豊川→島本→春日→吹田→総持寺→能勢→沢良宜→蛭池→富田→池田→桜ヶ丘

河内ブロック役員・事務局員等経過表

年度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
役員	副会長(羽曳野) 幹事(桂) 会計監査(安中)	副会長(羽曳野) 幹事(安中) 会計監査(松原)	副会長(富田林) 幹事(松原)	副会長(富田林) 幹事(寝屋川) 会計監査(羽曳野)	会長(寝屋川) 幹事(北条)	副会長(寝屋川) 幹事(荒本) 会計監査(富田林)	副会長(寝屋川) 幹事(荒本)
事務局	次長(蛇草) 局員(松原) (北条)	次長(北条) 局員(松原) (荒本)	次長(安中) 局員(羽曳野) (荒本)	次長(荒本) 局員(羽曳野) (野崎)	次長(野崎) 局員(富田林) (長瀬)	次長(野崎) 局員(富田林) (長瀬)	次長(北条) 局員(富田林)
運営委員	荒本	長瀬	桂	安中	松原	羽曳野	松原
議長		寝屋川		北条		桂	
福祉施設	幹事(桂老)	幹事(長瀬障)	幹事(安中老)	副会長(荒本障) 幹事(蛇草老)	幹事(桂老)	幹事(荒本老)	副会長(桂老) 幹事(長瀬老)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
役員	会長(北条) 幹事(野崎)	会長(北条) 幹事(安中)	会長(野崎) 幹事(松原) 会計監査(北条)	会長(野崎) 幹事(羽曳野)	幹事(富田林)	幹事(荒本)	幹事(長瀬)
事務局	次長(荒本) 局員(桂)	事務局長(荒本) 局員(桂)	事務局長(長瀬) 局員(安中)	事務局長(安中)			
運営委員							
議長	安中			荒本			
福祉施設							

※北条 → ※野崎 → 荒本 → 長瀬 → 桂 → 安中 → 松原 → 羽曳野 → 富田林

※99.3申し合わせ。ブロック代表・事務局員は2年任期。幹事・会計監査は1年任期。

※北条、野崎は平成26年度より指定管理者。

泉州ブロック役員年表(2015年～輪番制による)

H27. 8. 7ブロック会議にて確認

各市・町	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	出欠
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
堺市立人権ふれあいセンター			幹事	会長						幹事	会長		出席
和泉市立人権文化センター	会長			幹事	会長						幹事	会長	出席
貝塚市ひと・ふれあいセンター					幹事	会長						幹事	出席
泉佐野市立北部市民交流センター						幹事	会長						出席
泉佐野市立南部市民交流センター	議長						幹事	会長					欠席
泉南市立人権ふれあいセンター	幹事	会長						幹事	会長				出席
岬町文化センター		幹事	会長						幹事	会長			出席

(留意事項)

- ※ ブロックの役員(会長・幹事)は人施連の役員となります。(ブロック会長は人施連副会長・ブロック幹事は人施連幹事となり、会計監査は3ブロックの輪番制で2名選出する。泉州ブロックにおいては会計監査が輪番の年はブロック役員になっていない施設から1名を選出する。
- ※ ブロックの会長は人施連の副会長となり、副会長(役員)の中から人施連会長を選出。
- ※ 近畿ブロックの役員については人施連役員(会長・副会長)の中から2名が近畿ブロック役員となる。

28. 3. 17第2回ブロック会議にて確認

各市・町	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	出欠
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
堺市立人権ふれあいセンター		会計監査	幹事	会長					会計監査	幹事	会長		
和泉市立人権文化センター	会長		会計監査	幹事	会長					議長	幹事	会長	
貝塚市ひと・ふれあいセンター				議長	幹事	会長					会計監査	幹事	
泉佐野市立北部市民交流センター					会計監査	幹事	会長					会計監査	
泉佐野市立南部市民交流センター	議長					会計監査	幹事	会長					
泉南市立人権ふれあいセンター	幹事	会長					議長	幹事	会長				
岬町文化センター		幹事	会長					会計監査	幹事	会長			

新任職員研修会 実施要項 (案)

地域にある隣保館に配属になって3年未満の方を対象に、隣保館の社会的使命やその役割、隣保館職員としての心構えについて、共通理解を深めることを目的に開催します。

講演

隣保事業の歴史と
福祉と人権のまちづくりを目指す隣保館活動 (仮称)

講師 全国隣保館連絡協議会 常任顧問兼事務局長 中尾由喜雄

開催期日・場所

期 日：2017年 6月27日(火) 13:00～17:00
場 所：『 東大阪市立荒本人権文化センター 』
東大阪市荒本2-6-1 電話：06-6788-7424

参加対象

- ・隣保館・福祉施設・市町隣保館および福祉施設所管課職員
 - ・隣保館・福祉施設関係職員
 - ・隣保事業士および隣保事業士資格認定講習を受講したいと考えている方
- * 3年未満の職員を対象としますが、それ以外の方からの参加も差し支えありません。

申込み方法

裏面、参加申込み用紙に必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXにて事務局までお申し込み下さい。

締め切り日：2017年 6月19日(月)

参加費 無料

主 催 大阪府人権福祉施設連絡協議会

問い合わせ・申込み先



大阪府人権福祉施設連絡協議会事務局

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15 住吉隣保事業推進センター内

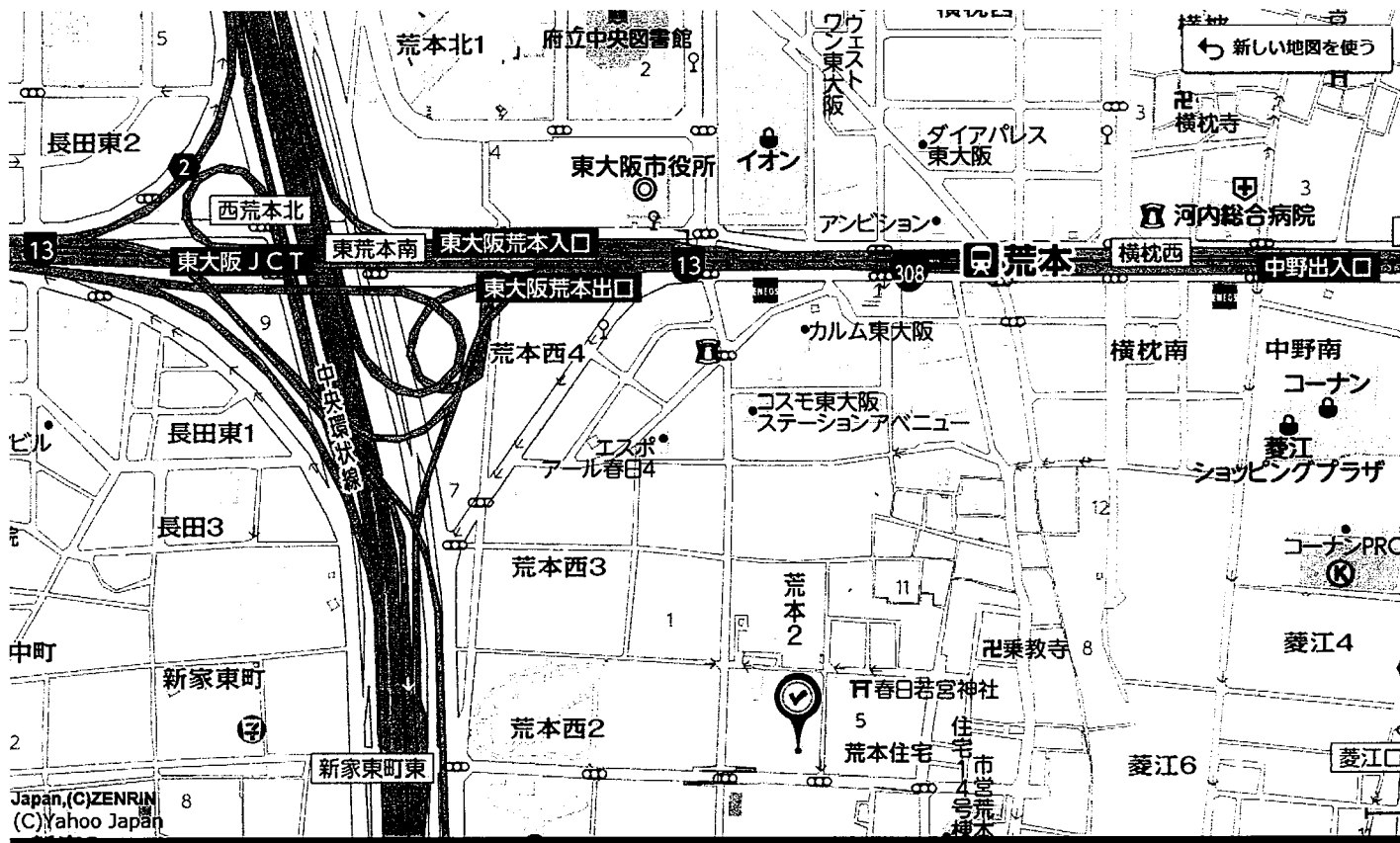
TEL：●●

FAX：●●

E-mail：●●@●●

<会場案内> 『東大阪市立荒本人権文化センター』

東大阪市荒本2-6-1 電話：06-6788-7424



2017年度 大阪府人権福祉施設連絡協議会

新任職員研修会 参加申込用紙

締め切り日：2017年 6月19日(月)

	施設名	氏名	勤務年数
			年月
1			年 月
2			年 月
3			年 月

※ 勤務年数は、2017年 4月 1日現在の年数・月数をご記入下さい。

※ お申し込みいただいた個人情報は、研修運営上の目的以外には利用しません。